

説 明 資 料

— 米国等における企業結合会計の概要 —

公認会計士 小島 昇

目 次

I	米国等における企業結合会計の概要.....	1
II	企業結合会計をめぐる動向.....	3

I 米国等における企業結合会計の概要

米	国	国 際 会 計 基 準	G 4 + 1
APB16 号(1970 年)(注1)	FASB 公開草案(1999 年)(注5)	IAS22 号(最終改正 1998 年)(注6)	勧告書(1998 年)(注9)
企業結合(株式の取得による子会社化、合併、営業譲渡等)については、パーチェス法(注2)を適用。 12 の識別基準(注3)の全てを満たす企業結合については、持分プーリング法(注4)を適用。 なお、次のようなものは「企業結合」には該当せず、資産の移転は帳簿価額により行うものとされている。 ① 会社がその純資産を、自ら新設した会社に移転する場合 ② 共通支配下の複数営業体(親会社や子会社同士)の間で行われる純資産の移転や株式の交換	企業結合については、パーチェス法のみを適用。 同 左	企業を「取得」(注7)したものについては、パーチェス法を適用。 「持分の結合」(注8)のときは、持分プーリング法を適用。	企業結合については、パーチェス法のみを適用。

- (注1) APB：会計原則審議会(Accounting Principles Board)
- (注2) パーチェス法とは、一方の企業が他方の企業を取得したと考える会計処理。取得企業は被取得企業の資産及び負債を時価で計上する。
- (注3) 識別基準は、次のとおり
- ① 当事会社が独立した会社（2年間）
 - ② 当事会社間投資が10%以下
 - ③ 単一の取引あるいは1年以内の完了
 - ④ 実質上すべての議決権付普通株式交換（90%ミニマムルール）
 - ⑤ 結合計画開始前2年から結合完了日までに、議決権付普通株式の持分を変動させない
 - ⑥ 結合計画開始から完了日までの自己株式取得の制限
 - ⑦ 個々の普通株主間の持分比率が変化しない
 - ⑧ 議決権の行使が制限されない
 - ⑨ 結合計画完了日の計画内容の確定
 - ⑩ 結合存続会社は交付株式の償還、再取得に同意しない
 - ⑪ 結合存続会社は旧株主の利益になる財務契約を結ばない
 - ⑫ 結合存続会社は結合後2以内に、重要な取得資産を処分する計画を持たない
- (注4) 持分プーリング法とは、結合当事会社の所有主持分の結合取引が行われたと考える会計処理。結合当事会社の資産及び負債は、結合後の会社に帳簿価額で引き継がれる。
- (注5) FASB：財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board)
- (注6) IAS：国際会計基準(International Accounting Standard)
- (注7) 「取得」とは、ある企業（取得企業）が、資産の引渡、負債の引受もしくは株式の発行との交換により、他の企業（被取得企業）の純資産や経営に対する支配を獲得することとなる企業結合をいう。
- (注8) 「持分の結合」とは、結合当事企業の株主同士が、いずれの結合当事企業も取得企業として識別できないように、結合存続企業体のリスクや便益を引き続き相互に共有することを達成するため、各々の純資産や経営に対する支配のすべてもしくは事実上のすべてを獲得することとなる企業結合をいう。
- (注9) G4+1とは米、英、カナダ、オーストラリア（G4）の会計基準設定主体とIASC（国際会計基準委員会）（+1）からなる非公式の集まりである（その後ニュージーランドも加わっている）。1998年に公表された勧告書は各加盟主体における企業結合会計の検討について、そのアプローチを提案・勧告するものであるが、強制力を持つものではない。

II 企業結合会計をめぐる動向

米 国		国 際 会 計 基 準		G 4 + 1		日 本	
1970 年	APB16号「企業結合」公表 (持分プーリング法又はパーチェス法)						
		1983 年	IAS22号「企業結合」公表 (持分プーリング法又はパーチェス法)				
		1993 年	一部改正				
1996 年	全面見直し作業開始(FASB)	1996 年	一部改正				
		1998 年	一部改正	1998 年	勧告書公表 (パーチェス法のみ)		
		同年	全面見直し作業開始				
1999 年	公開草案「企業結合と無形資産」 公表(FASB) (パーチェス法のみ)					2000 年	「企業結合会計」の検討開始 (企業会計審議会)

参考

「(1) プーリング会計の萌芽と普及

1950年のARB40の発表以前の会計実務の状況については、ARS5の第3章で説明されている。それによると、株式を対価とする合併は、取得した純資産の公正価値評価と資本の増加によって認識・測定するパーチェス法によって処理されるのが常識であった。その理由は、新設合併の場合の「利益剰余金をもつての会社スタートはない」という原則、および、吸収合併の場合の「現金等を対価とする純資産の取得」との類似性、つまり取得時の公正価値を反映する「取得原価の意義」にある。

ところが、1920年代の初期、このようなパーチェス法と対立するような会計処理、すなわち、新設合併における①留保利益の引継ぎと、②純資産の帳簿価額での引継ぎという会計処理（これを「プーリング会計」という）が例外的に存在していた。プーリング会計は、共通の親会社をもつ子会社同士の合併のような、実質がなんら変化せず、単なる法形式の変更であるような合併にのみ認められるものである。つまり、営業活動が変化せず、株主持分も基本的に同じであるので、当事会社の利益剰余金の引継ぎを認めず新会社の資産を新しい価値評価によって計上することは疑問と考えられたからである。

ところが、実務界では、一旦このような会計処理が存在することが認識されると、会計主体である会社・経営者は自己の便宜のため、本来その会計処理がもっていた意義と掛け離れて、その会計処理を実行する傾向がある。1940年代中頃までには、以前に関係のある会社同士の合併ではなく、第三者間取引の存在が予想されるような合併にまで、このプーリング会計が行われるようになった。その理由は、持分プーリング法はパーチェス法と比較して、結合後の報告利益を大きく計上できることから、経営者にとって企業結合後の業績が良く見えるからである。

そこで、このようなプーリング会計拡大実務に対して、例えば1943年の会計士ハンドブックでは、「合併以前の会社の帳簿上の利益剰余金の金額を合併後の会社の勘定に引き継ぐことは、『新会社の創出は新会社の出発として扱うべし』という一般ルールに抵触する。新会社は、資産と以前からある権利関係等を取得したものであり、その資本金や剰余金を取得したのではない。したがって、絶対価は払込資本となるものである。営業実態および会社と投資家との関係が継続するような、単なる形式の変更の場合のみ、帳簿上の古い利益剰余金の新会社への引継ぎが擁護される」と注意している。」（『企業結合会計をめぐる論点』（財団法人企業財務制度研究会）より抜粋）